
大河原町
災害廃棄物処理計画

令和4年2月

大 河 原 町

目次

1. 総則	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 目的	2
1-3. 計画の位置付け	3
1-4. 基本方針	4
1-5. 各主体の役割	5
(1) 本町の役割	5
(2) 県の役割	6
(3) 国の役割	7
(4) 民間事業者の役割	7
(5) 町民の役割	8
2. 計画条件	9
2-1. 被害区分の定義	9
2-2. 対象とする廃棄物	10
2-3. 地震による災害廃棄物等発生量	11
(1) 地震の被害想定	11
(2) 損壊家屋の撤去や片付けにより発生する災害廃棄物量（地震）	12
(3) 避難所から発生するごみ量（地震）	16
(4) 生活排水（し尿）量（地震）	17
(5) 災害廃棄物等発生量のまとめ（地震）	19
2-4. 水害による災害廃棄物等発生量	20
(1) 水害の被害想定	20
(2) 損壊家屋の撤去により発生する災害廃棄物量（水害）	22
(3) 片付けにより発生する災害廃棄物量（水害）	27
(4) 洪水堆積物の発生量	31
(5) 避難所から発生するごみ量（水害）	33
(6) 生活排水（し尿）量（水害）	34
(7) 災害廃棄物等発生量のまとめ（水害）	36
2-5. 地震による災害廃棄物等の処理量	37
(1) 災害廃棄物（地震）	37
(2) し尿（地震）	45
2-6. 水害による災害廃棄物等の処理量	51
(1) 災害廃棄物（水害）	51
(2) し尿（水害）	55

3. 災害廃棄物（災害ごみ）処理計画	60
3-1. 災害廃棄物処理に関する基本方針	60
(1) 災害廃棄物処理に係る対応方針	60
(2) 処理に対する基本的な考え方	61
(3) 災害規模の定義と規模別の処理フロー	62
3-2. 処理フロー	64
3-3. 災害廃棄物のマテリアルバランス	67
(1) マテリアルバランスの算定条件	67
(2) 震災発生時のマテリアルバランス	68
(3) 水害発生時のマテリアルバランス	69
3-4. 処理・処分の優先順位	70
3-5. 資源化の方法	71
3-6. 収集、処理、処分の方法	72
(1) 生活ごみ	72
(2) 避難所ごみ	73
(3) 災害廃棄物	74
3-7. 仮置場の開設と維持に係る計画	81
(1) 仮置場の必要面積の推計	81
(2) 仮置場候補地の選定	82
(3) 仮置場の場内配置	83
(4) 仮置場の維持管理	84
(5) 災害廃棄物の収集・運搬計画	90
(6) 環境対策とモニタリング	91
4. し尿処理計画（災害によるもの）	94
4-1. し尿処理に係る対応方針	94
4-2. し尿の収集・運搬計画	95
(1) し尿の収集運搬方針	95
(2) 携帯トイレ及び簡易トイレの収集運搬方針	95
4-3. し尿の処理計画	97
(1) し尿処理の対応方針	97
(2) 時系列別対応	97
4-4. 仮設トイレの設置計画	99
(1) 仮設トイレの活用方針	99
(2) 仮設トイレの必要基数	99
(3) 設置及び管理に係る行動計画	100
(4) 設置及び管理に係る配慮事項	102
5. 組織体制、町の事務等	103

5-1. 災害対策組織	103
(1) 災害対策本部の設置	103
(2) 災害対策本部における災害廃棄物関連部署の業務分掌	106
(3) 業務フロー	106
5-2. 情報収集・連絡網	109
5-3. 協力支援体制	110
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	110
(2) 県や近隣自治体との連携	110
(3) 民間事業者や関係団体との連携	111
5-4. 住民への広報	112
(1) 広報の必要性	112
(2) 広報の内容と手段	112
(3) 住民からの相談及び苦情の受付	114
5-5. 職員への教育訓練と人材確保	115
5-6. 国庫補助金等の活用	116

資料編

1. 用語集
2. 仮置場一覧

1. 総則

1-1. 計画策定の背景

我が国では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降も、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、北海道胆振東部地震等想定を超えた自然災害が各地で発生している。

大河原町（以下、「本町」という。）では東日本大震災時に震度 6 弱を記録し、陥没や亀裂等の道路被害や、一部家屋の損壊等の被害が生じた。（図 1-1 参照）また、令和元年東日本台風では洪水災害を伴う暴雨の影響で土砂崩れ、床上・床下浸水、稲わら流出、倒木等の甚大な被害が発生した。本町は阿武隈川水系白石川流域の水害被害想定地域に位置していることから、今後も洪水を原因とした被害は少なからず生じ、災害廃棄物の発生は免れられないものと予想される。

環境省はこのような近年の災害廃棄物問題を踏まえ、平成 27 年 8 月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の改正により、災害時の特例措置を定める等の法整備を進めるとともに、「災害廃棄物対策指針」を平成 30 年 3 月に改定している。

一方の宮城県（以下、「県」という。）では、「宮城県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 8 月）を策定し、県における災害廃棄物対策に係る計画を明らかにするとともに、県内市町村における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保を目的として「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」（平成 30 年 3 月）を公表し、県内における災害廃棄物対策の強化を図っている。

こうした状況から、本町においても震災や風水害等の災害への備えとともに、災害廃棄物が発生した場合の仮置き場所の確保や、処理・処分方法に係る計画の必要性が高まっている。



図1-1 令和元年東日本台風時の被災状況（左：稗田前区 右：小島区）

1-2. 目的

本町では、マグニチュード8.0（震度6強）の地震の発生が想定されていること、台風を原因とした水害を既に経験しており、激甚化災害が増加傾向にあることを鑑みると、今後も大量の災害廃棄物が発生する可能性を否定できない状況にある。災害に伴って発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することは、町民の生活環境の確保に資するものであり、現代における重要な検討課題の一つと考えられる。

このような中、環境省では、全国からモデル地域を抽出し、モデル事業として災害廃棄物処理計画を策定することで、当該構成自治体の災害廃棄物処理計画の策定を後押しする取り組みを行っている。本町が所属する仙南地域広域行政事務組合（以下、「仙南広域」という。）圏域も、環境省のモデル地域に選定されており、令和3年に「災害廃棄物処理計画基礎資料」（以下、「仙南モデル計画」という。）が策定されている。

本計画は、このような背景を踏まえ、モデル事業の検討結果を活用しつつ、より本町の実態に即した具体的かつ詳細な災害廃棄物処理計画を策定することで、災害廃棄物発生時の準備を適切に行い、町民の生活を保全することを目的としている。

1-3. 計画の位置付け

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）に基づき「宮城県災害廃棄物処理基本計画」（平成 29 年 8 月策定）や「大河原町地域防災計画」（令和 4 年 3 月改訂予定）等の関連計画との整合を図り、本町の災害廃棄物対策について基本的な考え方を示すものである。本計画の位置付けを図 1-2 に示す。

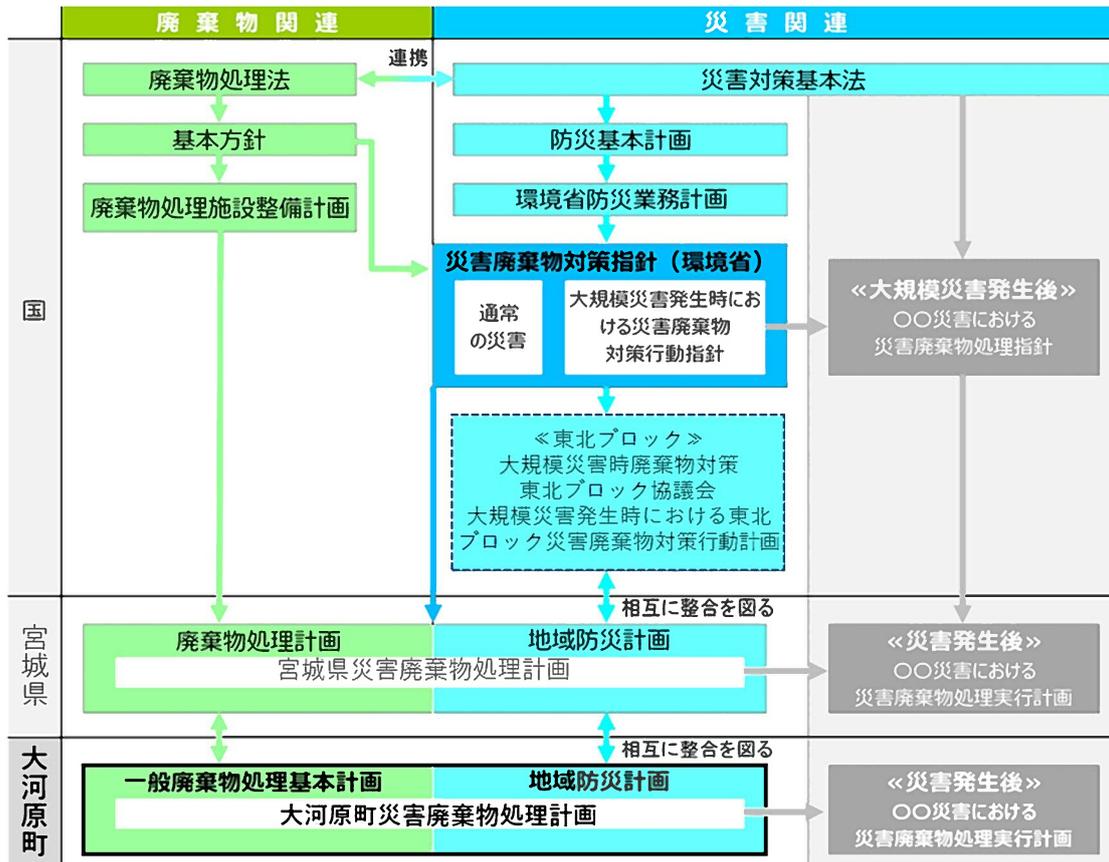


図1-2 本計画の位置付け

1-4. 基本方針

本町の地域防災計画やごみ処理状況等を踏まえ、災害廃棄物処理に係る基本方針を以下の通りとする。

方針 1 : 安全・衛生的な処理

生活環境の保全を最優先事項と定め、廃棄物の腐敗、悪臭・害虫の発生や、感染症の流行、火災発生等の二次災害を防ぐために、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理を行う。

方針 2 : 環境に配慮した処理

災害時においても、可能な限り環境に十分配慮して廃棄物処理を行う。特に建物解体時のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止や、有害物質・処理困難物の適正管理に万全を期す。

方針 3 : 計画的な処理

国、県、周辺自治体と相互に連携して計画的に災害廃棄物の処理を進め、大規模災害であっても3年以内の処理完了を目標とする。

方針 4 : 安全作業の確保

災害時における廃棄物処理業務では、平時では扱わない危険物や有害物質への対処等の業務が想定される。作業員の保護のために必要な備品の手配及び管理、作業状況の把握や情報共有を徹底するとともに、ごみ集積所や仮置き場の点検に努め、作業の安全性を確保する。

方針 5 : 資源化の推進

復興資材への再生利用や処理、処分量の軽減化、環境保全のために、災害廃棄物等の発生現場から適切な分別を行う。

図1-2 災害廃棄物処理に関する基本方針

1-5. 各主体の役割

各主体の役割を以下のように認識し、必要な連携を行う。

(1) 本町の役割

- 平時より処理体制の整備、支援協定の締結、県、仙南広域、関係機関等との情報交換、職員の教育や訓練等を推進する。
- 防災訓練やハンドブックの作成等を通じ、災害時の生活ごみ・片付けごみの分別や排出等の広報啓発に努める。
- 災害時は被害状況の確認、県、仙南広域、関係機関等との情報交換、必要な機材及び人材の確保等を行い、適切な初動対応にあたる。

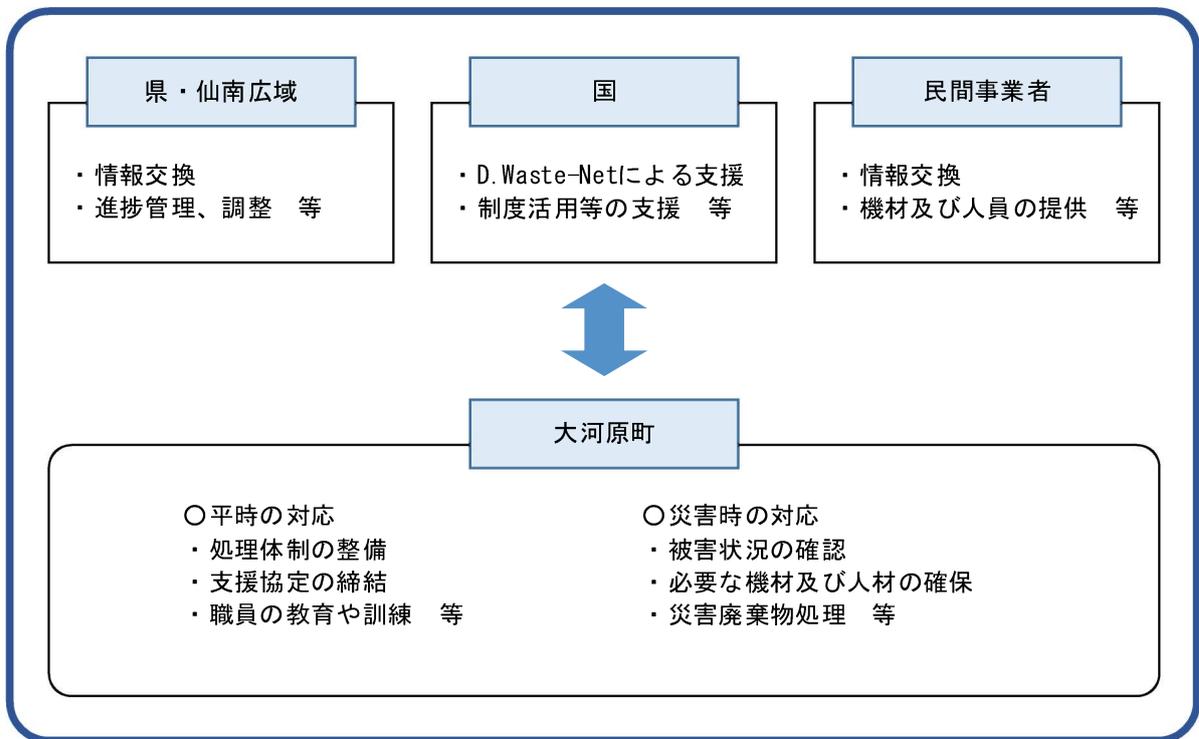


図1-3 本町の役割と県・組合、国、民間事業者の対応

(2) 県の役割

- 市町村に対し、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行う。
- 県内の市町村、近隣の県、国及び関係自治体、民間業者との間で支援及び協力体制等の連絡調整を行い、県内における処理全体の進捗管理を行う。
- 大規模災害時には、国に対して関係法令に関する特例措置、財政支援措置等を要請し、市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合には必要な支援を行うとともに、必要に応じて市町村から事務委託を受けて処理を代行する。
- 県外広域連携を促進するために、環境省主催の災害廃棄物対策東北ブロック協議会に参画し、県外広域連携のための計画の策定に取り組む。

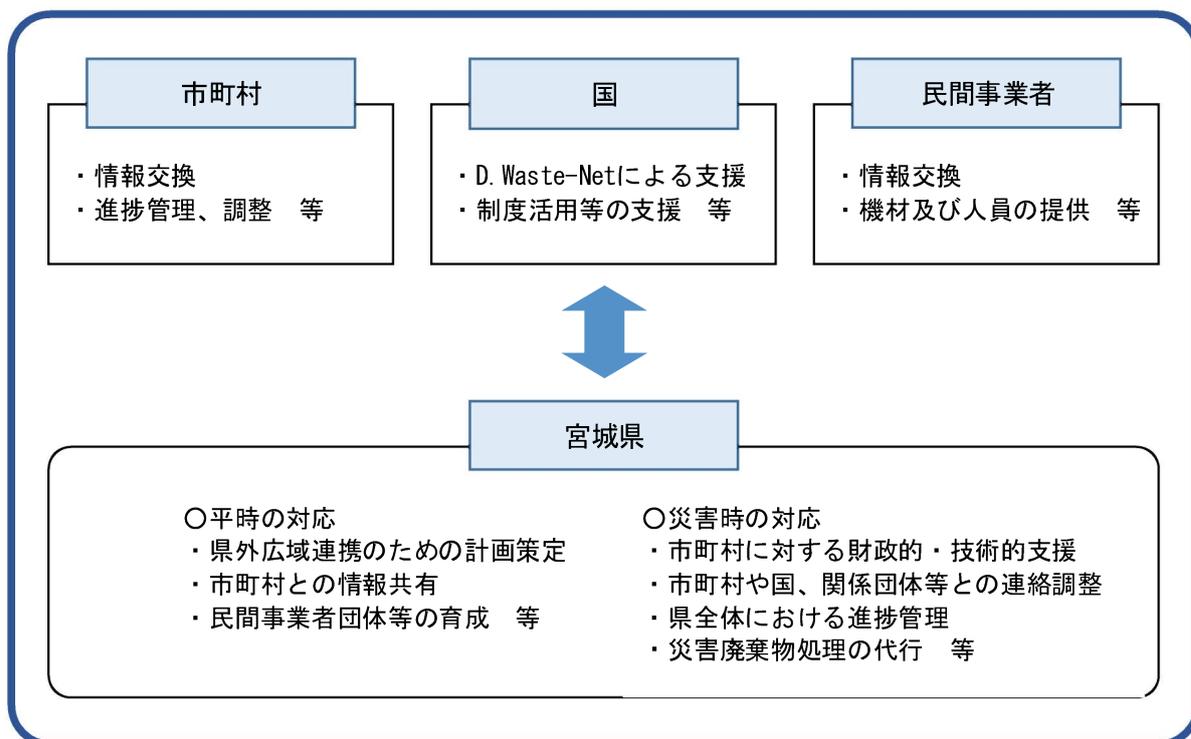
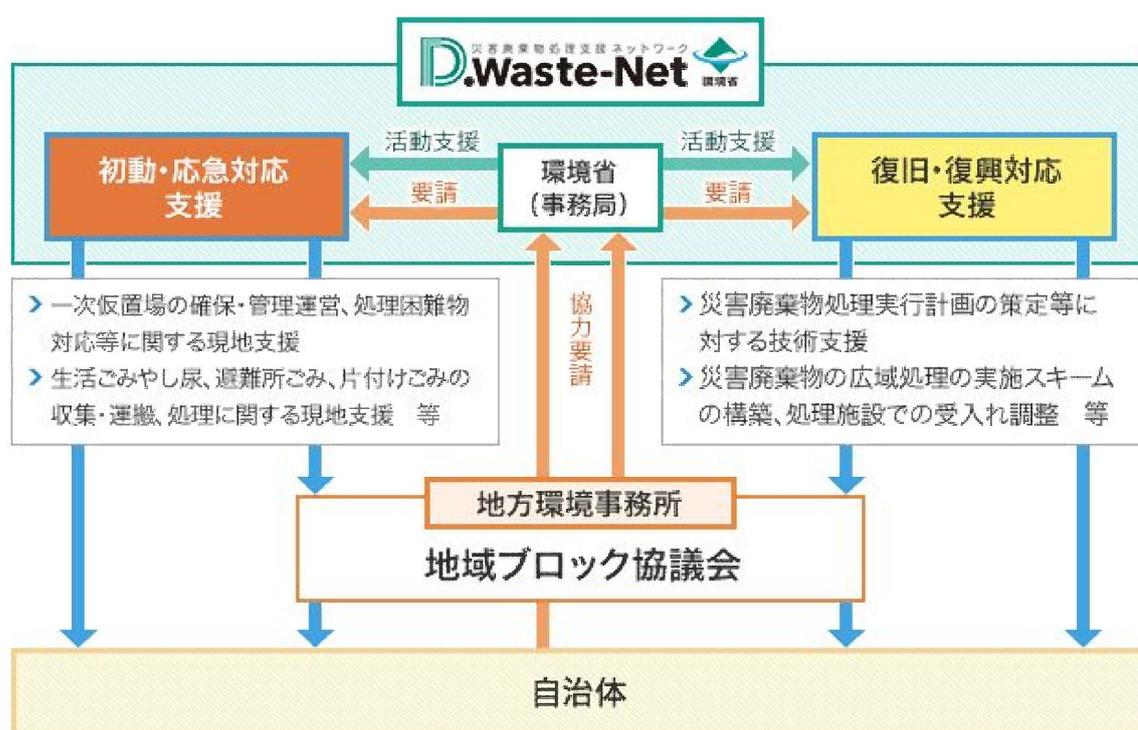


図1-4 県の役割と市町村、国、民間事業者の対応

(3) 国の役割

- 国は大規模災害を想定し、都道府県又は市町村に基本的な方針を示すとともに、都道府県間における連絡調整や災害廃棄物対策の支援を行う。
- 研究機関、学会、専門機関、自治体、廃棄物処理業者関係団体、建設業関係団体、輸送等関係団体で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備し、災害時に専門家チームの派遣を行う。
- 大規模災害時における特例措置の検討や、財政措置等の事務手続きの簡素化、補助金の交付等を行う。
- 本町及び県による災害廃棄物の処理が困難な場合においては、災害対策基本法に基づく代行処理を行う。



出典：「災害廃棄物対策情報サイト」（環境省）

図1-5 D.Waste-Netの概要

(4) 民間事業者の役割

- 大量の災害廃棄物、又は有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの災害廃棄物を主体的に処理するよう努める。
- 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等についても、原則として民間事業者の責任で処理を行う。
- 災害廃棄物の処理に関係する民間事業者は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。

(5) 町民の役割

- 平時から、本町が行う災害時における廃棄物の処理に関して、分別や搬出方法等の知識・意識の向上に努める。
- 災害時には、災害廃棄物の排出時における分別の徹底等を行い、適正かつ円滑・迅速な処理に積極的に協力する。